

## 税の自動的情報交換に関する宣言

### 1 2014年5月開催のOECD閣僚理事会

日本は、東京オリンピックが開催された1964年にOECDに加盟している。2014年は、日本がOECD加盟後50周年に当たることから、2014年5月にパリで開催されたOECD閣僚理事会において、36年ぶりに議長国を務め、安倍首相が基調演説を行った。当会議に出席したのは、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、EUの閣僚及び代表、である。

現在、OECDに加盟を申請している国は、ロシア、コロンビア、ラトビアであり、加盟検討中のキー・パートナー国としては、中国、インド、ブラジル、南アフリカ、インドネシアがある。

上記の国とG20参加国を比較すると、G20参加国でOECDに加盟していない国は、8か国ある。すなわち、中国、インドネシア、インド、サウジアラビア、アルゼンチン、ブラジル、ロシア、南アフリカである。

### 2 最近のOECDの活動

OECDの活動は多岐にわたっているが、Aggressive Tax Planningという項目に関連する報告書としては、次のようなものがある。

・ Taxation of New Financial Instruments (1994)

・ Taxation of Global Trading of Financial Instruments(1998)

・ Attribution of Profits to Permanent Establishments(2010)

・ Addressing Tax Risks Involving Bank Losses(2010)

・ Tackling Aggressive Tax Planning through Improved Transparency and Disclosure(2011)

・ Corporate Loss Utilisation through Aggressive Tax Planning(2011)

・ Hybrids Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues(2012)

・ Aggressive Tax Planning on after-tax hedging(2013)

この他に、現在国際税務において話題となっているBEPS（税源浸食と利益移転：Base Erosion and Profit Shifting）に関連する報告書は次の通りである。

・ Addressing Base Erosion and Profit Shifting (2013・2)

・ Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting(2013・7)

BEPSの活動プランに示された15の項目について、それぞれに期限が設定されており、早い期限のものは、現在、各方面から意見聴取を行い、これらを踏まえて、設定された期限には草案等が公表されるものと思われる。

### 3 「税の自動情報交換に関する宣言」を採択した国

2014年OECD閣僚理事会の閣僚声明において、

# Topics of International Taxation

税の自動情報交換に関する宣言（以下「閣僚宣言」という。）が採択された（Declaration on Automatic Exchange of Information in Tax Matters）。

注目すべき点は、この閣僚宣言が、OECD加盟国ばかりではなく、アルゼンチン、中国、コロンビア、コスタリカ、インド、インドネシア、ラトビア、リトアニア、マレーシア、サウジアラビア、シンガポール及び南アフリカにより採択されたことである。先に述べたG20参加国でOECDに加盟していない国では、ロシアとブラジルがこの採択に参加していない。

## 4 閣僚宣言の意義

これまで、税に関する国際的な情報交換は、二国間租税条約或いはタックスヘイブン等と締結している情報交換協定に基づくものであった。

例えば、日本の場合、2010年に署名したバミューダ租税協定を皮切りに、バハマ情報交換協定、ケイマン諸島租税協定、マン島情報交換協定、ジャージー租税協定、ガーンジー租税協定、リヒテンシュタイン情報交換協定、サモア独立国情報交換協定、マカオ租税情報交換協定と続き、2014年6月には、英領バージン諸島との間の租税情報交換協定に署名している。この英領バージン諸島との協定締結により、いわゆる大所のタックスヘイブンは情報交換ネットワークが完成したといえるのである。

また、これ以外に、税務行政に関する多国間条約である「多国間税務行政執行共助条約」があり、情報交換等のこの条約に規定されている。

以上の結果、これまでに確立している二国間租税条約、タックスヘイブンの情報交換協定、そして、まだ十分機能していない「多国間税務行政執行共助条約」というネットワークに加えて、閣僚宣言による情報交換が加わることになった。

このような流れを作り出すことに影響を及ぼしたのもとして、米国の「外国口座税務コンプ

ライアンス法（FATCA：Foreign Account Tax Compliance Act）」があるものと思われる。この法律は、米国国内法であるが、外国金融機関に対して米国人口座の情報を米国財務省に報告することを規定している。そして、多くの国がこのFATCAにより米国人の金融情報を米国に開示することを決定したのである。このFATCAの動向が今回の閣僚宣言への流れを作った原因の1つではないかと思われる。

## 5 閣僚宣言の内容

この閣僚宣言の特徴の1つは、統一的な国際基準の確立を前提としていることである。問題は、例えば、金融口座の名義が所有者名ではなく、財団等の名称になっていた場合、ルック・スルー原則が働いて、実質的な所有者を解明する必要がある。単なる名義人ベースの情報交換では、所有主が名称を偽装している場合に有利になることも想定できることから、このあたりの透明性をどう確保するのかという国際基準が必要になる。

閣僚宣言は、このような国際基準の確立を前提条件として、金融口座情報の自動的交換を目指したものである。このような基準を設けることには時間がかかりそうであるが、閣僚宣言は、G20諸国とOECD租税委員会に対して、①新しい国際基準の適用を助けるコメンタリー、及び②問題化解決に必要な指針、報告等の様式及び守秘義務に関する基準等の制定を2014年中頃までに行うこと、そして、その進捗状況を2015年閣僚理事会等において報告することを規定している。また、「多国間税務行政執行共助条約」への参加を多くの国に呼びかけている。この閣僚宣言の意義は、スイス、シンガポール、ルクセンブルク、オーストリア、ベルギー等、非居住者の預金口座を多く持つ国がこれを採択したことである。

中央大学商学部教授

矢内 一好